

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年10月4日

分任支出負担行為担当官

常陸太田航空衛星センター所長 中川 勝生



## 1. 履行概要

- (1) 契約件名  
常陸太田航空衛星センター発電設備点検整備
- (2) 履行場所  
茨城県常陸太田市白羽町朝日向1715 常陸太田航空衛星センター
- (3) 履行内容等  
別紙のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のB又はC等級に格付けされた競争参加資格を有すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。  
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空經第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官常陸太田航空衛星センター所長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

### 3. 入札手続き方法等

#### (1) 担当部局

〒311-0324 茨城県常陸太田市白羽町朝日向 1715  
東京航空局常陸太田航空衛星センター総務課  
TEL 0294-72-9101  
FAX 0294-72-9104

#### (2) 入札説明書の交付方法

本日より令和元年10月18日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から17時00分までの間に、縦覧に供するとともに、無償で交付（貸与）するので、入札参加を希望する者は、入札説明書の交付を必ず受けのこと。

なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、東京航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

但し、FAX又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

#### (3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえ、以下の提出期限までに提出すること。

令和元年10月21日、14時00分まで

提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

#### (4) 入札書の提出期限

下記(5)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない（郵送又は託送等ほかによる提出は認めない。）。

#### (5) 開札日時及び場所

令和元年11月8日、14時00分

東京航空局常陸太田航空衛星センター会議室

### 4. その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

#### (3) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

#### (4) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2.(3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2.(1)、(2)及び(4)から(9)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2.(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認す

るものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

(5) 入札の無効

2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) その他詳細

入札説明書による。

[別紙]

○ 履行内容等について

1. (3)履行内容等とは、下記に掲げる内容とする。

本整備は、航空保安業務処理規程に基づき、常陸太田航空衛星センターにおける発電設備の点検整備を行うものである。

【整備対象機器】 (平成12年10月設置：製作者 三菱重工業(株))

発電設備 3000kVA 3相 6600V 1000min-1 1式

※発電機・自動制御盤・直流電源装置・地下燃料タンクは整備対象機器より除く

○ 分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(9)の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

1. 点検整備実績

① 平成16年4月1日以降に元請けとして完了した、発電設備の点検整備実績を有すること。ただし、「発電設備」とは1,000kVAを超えるオープン型ディーゼル機関駆動式非常用発電設備の発動機部（以下、同種物品という。）とする。

(※1) 「点検整備」とは、発電設備の機能点検・動作値測定・調整、動作試験及び部品交換等を行うものをいう。

2. 派遣予定技術者

① 発電設備の主要構成品である同種物品（同種物品は当該整備対象発動機部と同社製品であること）の整備に、責任者又は副責任者として従事した経験のある技術者又は同等以上と認められる技術者を有し、1名以上派遣できること。

② 「同等以上と認められる技術者」とは、調達物品製造者の製造工場において品質管理（試験・検査等）に従事した経験のある技術者又は、調達物品製造者等の整備実習を受講し、かつ同種物品の点検整備で整備責任者又は副責任者として従事した経験がある技術者をいう。

3. 整備計画

① 準備期間、材料及び部品手配、技術者派遣、点検整備、社内検査及び立会検査等が実施工程上適正であること。

② 点検整備に必要な部品を適正に調達できること。また、点検整備期間中における緊急の部品手配に対し、迅速に整備場所まで部品補給できること。

4. 品質管理体制等

① 品質管理部門が組織上独立していて必要な要員が確保されていること。また、品質管理に関する社内規定等が整備されていること。

② 調達物品の製造者標準図、標準回路図、整備基準及び点検結果に関する判定基準等を有し又は入手し点検整備に反映できる体制にあること。

③ 調達物品製造者等から発信される点検整備及び材料部品等に関する技術情報を適切に点検整備に反映できる体制にあること。